

### 佐賀県規則第10号

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
<p><b>第2条</b> 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>				<p><b>第2条</b> 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)			1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)		
	(1)・(2) 略	略	略		(1)・(2) 略	略	略
	<u>(3) 高温エックス線回折</u>	//	<u>10,150円</u>		<u>(3)~(8) 略</u>	略	略
	<u>(4)~(9) 略</u>	略	略		<u>(9) 粘度試験</u>	略	<u>2,400円</u>
	<u>(10) 粘度試験</u>	略	<u>2,490円</u>		<u>(10)~(26) 略</u>	略	略
	<u>(11)~(27) 略</u>	略	略		<u>(27)~(39) 略</u>	略	略
	<u>(28) 熱伝導率測定(熱線法)</u>	//	<u>640円</u>		(工業関係)		
	<u>(29)~(41) 略</u>	略	略		(1)~(14) 略	略	略
	(工業関係)				(15) <u>高解像度走査電子顕微鏡試</u>	//	<u>8,810円</u>
	(1)~(14) 略	略	略		験		
(15) <u>高解像度走査電子顕微鏡試</u>	//	<u>8,810円</u>	(16)~(41) 略	略	略		
(16)~(41) 略	略	略					
2・3 略				2・3 略			

改正前				改正後			
4 試料調製及び試作加工	(窯業関係) (1) ウォータージェット切断機による加工	略	5,000円 (1件は 切断時間 10分まで とし、10 分を超え るごとに 5,000円 を加算す る。)	4 試料調製及び試作加工	(窯業関係) (1) ウォータージェット切断機による加工	略	5,000円
	(2) 略	略	略		(2) <u>クロスセクションポリシャーによる試料加工</u>	//	7,300円
					(3) 略	略	略
					(4) <u>粉末固着式3Dプリンターによる出力</u>	//	3,600円 (使用材 料は10グ ラムまで とし、10 グラムを 超えるご とに280 円を加算 する。)
					(5) <u>インクジェット式3Dプリンターによる出力(硬質材料)</u>	//	4,900円 (使用材 料は10グ

改正前				改正後			
							ラムまでとし、材料を追加する場合は、硬質材料は10グラムを超えるごとに470円、サポート材は10グラムを超えるごとに440円を加算する。)
					(6) <u>インクジェット式3Dプリンターによる出力（ゴム系材料）</u>	//	5,400円 (使用材料は10グラムまでとし、材料を追加する場合は、ゴム系材料は10グラムを超える

改正前				改正後			
							ごとに 810円、サ ポート材 は10グラ ムを超え るごとに 440円を 加算す る。)
	(3)・(4) 略 (工業関係)		略		(7)・(8) 略 (工業関係)	略	略
	(1)～(8) 略		略		(1)～(8) 略	略	略
5 略				5 略			
使用料				使用料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
設備機 械等の 使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係)			設備機 械等の 使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係)		
	(1)～(5) 略	略	略		(1)～(5) 略	略	略
	(6) 熱伝導率測定装置(熱線法)	〃	390円		(6)～(8) 略	略	略
	(7)～(9) 略	略	略		(9) 回転粘度計	略	1,500円
	(10) 回転粘度計	略	1,510円		(10) レーザー回折式粒度分析 装置	略	1,700円
	(11) レーザー回折式粒度分析 装置	略	1,500円		(11)・(12) 略	略	略
	(12)・(13) 略	略	略		(13) 固液界面解析装置	略	1,000円
	(14) 固液界面解析装置	略	1,040円				

改正前				改正後			
	(15)～(21) 略 (工業関係)	略	略		(14)～(20) 略 (工業関係)	略	略
	(1)～(10) 略	略	略		(1)～(10) 略	略	略
	(11)～(49) 略	略	略		(11) ラピッドビスコアナライ ザー	//	2,500円
	(50) 高解像度走査電子顕微鏡	略	5,800円		(12)～(50) 略	略	略
	(51)～(64) 略	略	略		(51) 走査電子顕微鏡	略	7,200円
	(65)～(78) 略	略	略		(52)～(65) 略	略	略
	2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)				(66) 摩擦摩耗試験機	//	1,500円
	(1) 略				(67)～(80) 略	略	略
	(2) 成形・加工機				2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)		
	ア～サ 略	略	略		(1) 略		
	シ ウォータージェット切断 機	略	3,000円 (1件は 切断時間 10分まで とし、10 分を超え るごとに 3,000円 を加算す る。)		(2) 成形・加工機		
					ア～サ 略	略	略
					シ ウォータージェット切断 機	略	3,000円

改正前				改正後				
		ス～ナ 略 ニ <u>粉末固着式3Dプリンター (モノクロ)</u>	略 1件	略 3,400円 (使用材料は10グラムまでとし、10グラムを超えるごとに260円を加算する。)		ス～ナ 略	略	略
		ヌ <u>インクジェット式3Dプリンター (硬質材料)</u>	//	4,600円 (使用材料は10グラムまでとし、材料を追加する場合は、硬質材料は10グラムを超えるごとに470円、サポート材は10グラムを超える				

改正前				改正後			
		<p>ネ <u>インクジェット式3Dプリンター（ゴム系材料）</u></p>	<p>〃</p>	<p>ごとに440円を加算する。） 5,100円 （使用材料は10グラムまでとし、材料を追加する場合は、ゴム系材料は10グラムを超えるごとに810円、サポート材は10グラムを超えるごとに440円を加算する。）</p>			
		<p>ノ 3軸制御モデリングマシン</p> <p>ハ～ホ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>1時間</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p>			
					<p>ニ 3軸制御モデリングマシン</p> <p>ヌ～ヒ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>〃</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p>

改正前				改正後			
	(工業関係)				(工業関係)		
	(1)～(13) 略	略	略		(1)～(13) 略	略	略
	<u>(14)～(25)</u> 略	略	略		<u>(14) プラズマ用電源</u>	<u>〃</u>	<u>1,200円</u>
					<u>(15)～(26)</u> 略	略	略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。